



アジア広域FTAの法政策論的展望(2) : 「非貿易的関心事項」をめぐるデファクト・スタンダードへの対応

金子, 由芳

(Citation)

国際協力論集, 11(2):53-72

(Issue Date)

2003-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00392448>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00392448>



アジア広域 FTA の法政策論的展望(2)

ー「非貿易的関心事項」をめぐるデファクト・スタンダードへの対応ー

金子 由 芳*

<目次>

はじめに

I. 国際的通商交渉にみるデファクト・スタンダードの動き

1. WTO マルチ交渉：実体ルール形成の先送り
2. 地域的通商協定：デファクト・スタンダードへ向けた陣取り合戦
 - (1) 投資ルール
 - (2) 競争ルール
 - (3) 環境条項・社会条項
3. 法政策論的検討

II. 経済法制モデルにみるデファクト・スタンダードの動き

1. グローバリゼーションと「法整備支援」
2. モデル法にみる政策論的志向の分岐
 - (1) 倒産法制
 - (2) 担保法制
 - (3) 会社法制
 - (4) 競争法制
3. 法政策論的検討(以上, 前号)

III. アジア側の対応選択肢(以下, 本号)

- (1) ASEAN 諸国の動き
- (2) 中国の動き

IV. 結論

III. アジア側の対応選択肢

1. ASEAN 諸国の動き

以上でみた, 欧米主導の通商交渉や法整備支援を通じたデファクト・スタンダード形成の動きに対して, アジア諸国はどのような政策論的見地に対応を見せいているだろうか。ここでとくに, アジア広域 FTA 構想の一方の旗頭である ASEAN 諸国の動向を窺うものとして, いくつかの ASEAN の共同フレームワークの最近の動き, あるいはアジア危機後のコンディショナリティを受けた各国毎の法制改革の動きに注目することができる。

(1) 投資ルールへの対応

まずは近年の ASEAN の共同対応のなかで, 投資自由化への一般的な対応方針を窺わせるものとして, The Framework Agreement on the ASEAN Investment Area (アセアン投資地域協定)³⁶, および ASEAN Framework Agreement on Services (アセアン・サービス協定)³⁷ に着眼したい。これら協定はいずれも一般論として自由化促進を謳うが, その内実においては, 自由化対象を産業開発目的に叶う製造業等の直接投資に限定し, しかもその限られた自由化対象についても時間的猶予を設け, かつ裁量主義的な介入措置の存続余地を図る政策的姿勢が明らかに見出される。

すなわち, 1998 年のアセアン投資地域(AIA)協定では適用対象を「ポートフォリオ投資や, アセアン・サービス協定等が適用される投資事項」を除く, 「すべての直接投資」としていたが(第2条), さらに 2001 年

* 神戸大学大学院国際協力研究科助教授

の部分改訂において、産業開発に結びつかないサービス領域における投資を適用射程から排除する姿勢を改めて明確に強調するに至った³⁸。つまりポートフォリオ投資、間接投資、および産業政策的意図に結びつかないサービス投資は、総じて自由化対象から外され、主に製造業直接投資を想定する WTO-TRIM 協定と共通する射程を打ち出している。いっぽうで 1995 年に成立したアセアン・サービス協定は、WTO-GATS の自由化スケジュールを超えたサービス貿易促進を謳いながらもあえて「サービス」の定義を明示的に設定しないととも、外資が域内拠点を設けて行う非実質的な営業活動には適用しない旨を明示している（第 6 条）。狙いとして、上述の GATS（第 2 条 c 項・d 項）が「サービス貿易」の広範な定義中で巧妙に「サービス投資」を包含させた方針を踏襲せずにむしろ一矢報い、サービス投資といえども投資受入国の産業政策的な判断次第では「非実質的な」営業主体と断じられ、GATS 自由化スケジュール自体から排除させていく戦略がここに窺われる。このように ASEAN 共同フレームワークの志向する自由化の射程は、いまなお基本的に製造業直接投資を中心とする産業開発政策志向を示し、WTO-GATS 方式の広範な自由化枠組みに対してむしろ限定解釈を挑む姿勢を如実に示している。

しかもかように限定された直接投資分野に限っても、各種の巧妙な仕組みを用いて、自由化達成までの時間的猶予を確保し、かつ従来型の介入主義的な政策配慮の存続余地を広

げようとする意図が見出される。まずアセアン投資地域協定の掲げる共同対応計画は、投資の円滑化（スケジュール I）、アウェアネス（スケジュール II）、自由化（スケジュール III）に三領域に分類され、それぞれの領域毎に別の達成計画が設けられている（第 6 条）。前二者では即時対応目標が掲げられ、一見、全般として前向きな自由化計画が掲げられているように映るが、しかし民間参入完全自由化や内国民待遇といったまさに投資自由化の焦点は、以上のスケジュール III にまとめられ、原則即時自由化としつつも広範な例外リストを許容し、かかる例外リストの解消期限は域内投資について 2010 年、域外投資については 2020 年という長期の猶予が付されている（第 7 条）。

いっぽう、優遇措置の提供について、アセアン投資地域協定では域内投資相互に最恵国待遇を提供するとする規定が関心を呼ぶ（第 8 条）。反対解釈として域外からの投資については当面、最恵国待遇を供与しなくてよいとする見方が可能であるならば、ASEAN 諸国の間でしばしば用いられてきた特定外資に対するコンセッションや恩典といった投資勧誘措置が存続される余地が広げられる。こうした見地は結果として、上記 OECD-MAI 草案交渉をめぐる少数意見として紹介した、一般的な待遇規定に例外を認めてまでも優遇措置を肯定するべきであるとする議論などと結びついていくであろう。いっぽうパフォーマンス義務の議論についてはアセアン投資地域協定になんら記述がなく、むしろ「投資円滑

化」をめぐる漠とした一般的対応目標に吸収されると理解され、結果として各国が裁量余地を継続することが示唆される。

以上のように、ASEANの共通フレームワークのもとでは、WTO-TRIM協定で示された産業開発政策重視の発展途上国の基本姿勢が維持され、製造業直接投資を中心に、優遇措置やパフォーマンス義務などの行政裁量措置を通じた政策介入余地を存続させる方針が見出される。他方でWTO-GATSの広範な自由化枠組みに対抗し、産業開発意図に結びつかぬサービス投資・ポートフォリオ投資・間接投資を自由化射程から排除していくための限定解釈が、マルチ交渉レベルに対して逆提案される向きが注目に値する。

(2) 経済法制の改革

以上のように自由化・市場アクセス面で抵抗を続けるASEANの動きであるが、他方で、自由化に伴う実体ルール形成をめぐる通商交渉や法整備支援の圧力に対して、どのような対応が取られているであろうか。この点、ASEANの共同行動の場として「法務大臣会合」(Meeting of ASEAN Law Ministers: ALMM)が存在する。ことにアジア経済危機後の法制改革圧力の高まった時期に、1999年第4回シンガポール会合が開催され、各国毎の法制・司法体制の改革を経済社会成長の要として位置づけたうえ、とくにASEAN諸国の相互協力の目標として、国際犯罪をめぐる司法共助、国家免責特権の見直しと並んで、各国法相互のハーモナイゼーションを掲

げ、かつ各国法の相互理解を高めるいくつかの共同プロジェクトを提言した³⁹。これを受けた高級事務次官会合(ASEAN Senior Law Officials Meeting: ASLOM)でも、主催側であるシンガポール政府代表が「ASEAN諸国間の貿易交流活性化を通じていっそうの外資導入を図る」ための手段として、とくに貿易関連分野で各国法制の相違を縮小する「ハーモナイゼーション」を強く推奨する主張が行われた⁴⁰。こうした論調はあたかも、グローバル化対応において法制の画一化、つまりグローバル・スタンダードへの統一化が必須だとする見解を受けるものであり、またアジア危機後の世銀・IMFコンディショナリティが指導する画一的な法制モデルに対しても従順な姿勢をほのめかす。しかしこのようなハーモナイゼーションの呼びかけは、なんら具体的な動きに結びついている様子はない。アジア危機後の政策管理期間も終了した2002年の第5回ALMMバンコク会合では、新たに"ASEAN LAW Forum"なる検討の場の立ち上げを合意し、貿易関連法制のハーモナイゼーションのための「方法(modality)」の検討もまた、この場に丸投げする形に終わっている。

かくしてASEAN共同行動としての法制協力は遅々として展開がないなか、しかし各国毎にはこの間に、主に世銀・IMFのコンディショナリティを契機として、きわめて広範な法制改革が牽引されてきた。以下では主要分野として、競争法制、倒産法制・担保法制、会社法制に言及する。

(イ) 競争法制

競争法制について、ASEAN 諸国は従来から事業者間の競争確保の制度としての「競争法」を欠く傾向があり、介入主義的な開発政策のもと国営企業や財閥・政商に対する保護が維持されてきたことの表れである⁴¹。ただしアジア経済危機後の国際機関の指導を受け、インドネシアやタイでは新たに立法の動きがあった⁴²。しかしこれらはいずれも、上述のモデル法の動きなどに見られる先進国側の規制緩和的姿勢を濃厚に反映し、同時に裁量主義的な行政介入の余地をも組み込む不透明な性格となっており、市場競争基盤としての妥当性に疑問が残る。

すなわちインドネシアの1999年「独占禁止・不正競争防止法」では⁴³、カルテル規制では、違反即違法（per se illegal）となるいわゆるコア・カルテルを限定し（第5条・10条・15条）、この他の行為類型は「独占慣行・不公正競争につながる場合」なる競争制限効果の判定に委ねる点、上記の世銀・OECD「フレームワーク」の枠組みと酷似した規制緩和傾向であるが、さらに同「フレームワーク」以上にコア・カルテルを限定し、かつ適用除外解釈の余地を含み（第5条第2項、第50条ほか）、また競争制限効果の判定方法を明記しないなど、規制緩和のなかにも行政当局の裁量判断余地を残している。市場支配的地位の規制面では、「フレームワーク」と異なり独占状態そのものを規制する構造規制を置くが適用基準は当局の運用に委ねられ（第17条）、また市場支配的地位の濫用規制

では逆に画一的な市場シェア基準が設けられており運用方針が懸念され（第25条）、他方で広範な例外認定余地があるなど（第50条・第51条）、総じて行政裁量に委ねられている。合併規制（第25-29条）でも、競争制限効果の判定方法は明記されず、また株式保有率につき厳格な画一的基準があるなど（第27条）、やはり運用面で行政当局の裁量に依存せざるをえない。なおこうした裁量権限を行使する競争行政当局は、国会の承認を経て大統領が任命するとして産業行政からの一定の独立性が図られ（第31条）、また最終的に普通裁判所の審査に服する（第44条）。

タイの1999年「取引競争法」においても⁴⁴、支配的地位濫用規制（第25条）が「不公正」に関する競争行政当局の判断に委ねられ、その判断根拠は示されず、また合併規制（第26条）では行政当局に判定基準の明記が義務づけられているも、但書きで別途例外認定余地が設けられる。またカルテル規制でも、市場分割や生産調整といった違法性の高い水平カルテルが、垂直非価格カルテルともども同様の個別判断の対象とされ（第27条）、おそらくブランド間競争促進を根拠とする国際的な規制緩和志向を受けると想像される。これらの個別判断の基準としては、営業上の要請、経済への甚大被害の有無、消費者利益、の3点に並列的に言及しているが（第37条）、かかる判定根拠がはたして純粋な競争効果の判定を意味するのか、あるいは世銀・OECD「フレームワーク」が示唆するような営業利益と消費者利益とを衡量し社会的総余剰が増

大すれば可とする攻利主義的な「効率」定義の踏襲であるのか、定かでなく、むしろ厳密な根拠を開示しない漠然たる政治的判断に堕するおそれは大である。またこのほか、一律75%シェア基準による市場構造規制が存在し(第30条)、この行使は行政当局の裁量に完全に委ねられている。なお以上の各種の裁量判断を担うタイの競争行政当局は、商業大臣を長とするいわば産業行政直属の行政委員会であり(第6条)、また同委員会への不服申立ては内閣任命にかかる不服申立審査委員会に専属し、これが確定判断となるので(第42-47条)、裁判所による独立した司法判断は回避されている

このようにインドネシア・タイいずれの例でも、国際機関等のデファクト・スタンダードを受けて実体ルールの規制緩和方針を示し、加えて裁量主義的な行政介入契機が巧妙に織り込まれているため、今後、細則・ガイドラインの整備・公表が進まぬかぎり、市場取引主体にとってきわめてルールの見えにくい、予測可能性の低い環境がもたらされるおそれがある。

なおこれらの競争法改革と前後して、消費者保護法の領域でも立法措置が相次いでいる点、注目される。すなわちインドネシアでは1999年「消費者保護法」が導入され、タイでも1998年に1979年「消費者保護法」を改正し、また1997年「不公正契約条項法」も導入しており、また製造物責任法案の去就も注目されている。これらはいずれも、実体的側面では、EU共通法の動向などに影響を受

け、経済的優位を背景とする「不公正契約条項(約款)」に対する規制を盛り込み⁴⁵、また手続的側面では、行政による代理訴訟や消費者団体による団体訴訟(クラス・アクション)を新たに導入する内容が共通している⁴⁶。このような消費者保護法の促進じたいは、市場競争環境の実現において、競争行政や検察などの動きを待たずに、消費者自らが能動的役割を果たす方向性として先進的である⁴⁷。ただし先進国ではこうした先進的分野といえども、既存の民商法体系を踏まえた判例・司法解釈の蓄積のなかで自前で形成され立法に漕ぎつけたボトムアップの経緯があるのに対し、途上国にとってはいわば、従来からの判例蓄積の不在、訴訟活動の不振を補う新手の手段として移入された、輸入法に過ぎない点に、今後の社会的定着への懸念が残る。しかもインドネシアやタイの立法措置には、例えば産業行政直属の紛争処理制度⁴⁸、消費者団体の行政承認制度といった⁴⁹、制度運営の根幹部分で各種巧妙な行政介入の余地が確保されている点、産業開発政策の介入契機として留意が必要である。

(ロ) 倒産法制・担保法制

アジア危機後の国際機関のコンディショナリティでは、「金融構造改革」の見地から、債権回収に関わる倒産法制・担保法制の改革を真っ先に要求した。これを受けてASEAN諸国でもこれら分野の法制改革が相次いだ。その特色は、倒産法制では債務者救済型の法的再建手続を新設ないし改良するかたわら⁵⁰、

行政主導の私的整理 (Structured Informal Workout) を推進し⁵¹, これを公金投入型の金融機関救済プログラムと連動させながら債務者企業救済型の妥協的結論 (プレパッケージ・プラン) を引き出した上で⁵², 上記の法的再建手続に持ち込んで法的強制力を確保する, という流れであった。以上は総じて, 上述した世銀・IMF 等のモデル法の骨格を忠実に踏襲するものであり, 一言でいって, 金融機関への公金投入との連動により企業セクターに間接的な公的救済を及ぼす有効なメカニズム, と見ることができる。しかし一つの政策論の問題は, こうした公的救済メカニズムがこれ自体, 市場活動に対する重大な政府介入である点であり, いかに私的自治や間接投入といった間接的な公的介入スタイルが模索され宣伝されようとも, 必ずや企業・金融機関ら民間主体に最終的な公的救済を当て込むモラル・ハザードを形成せざるを得ない, あきらかな「政府の失敗」がここに制度化されている。

さらにまた, こうして介入主義的な関心で染められた倒産法制が, たとえ「経済危機」といった緊急局面で短期的に妥当するとしても, しかし長期的な市場制度基盤としても, かかる歪曲された構造がそのまま継続されていくことの問題がある。本来, 倒産法制は当事者間の合理的な債権回収判断を手続的に可能にし, また実体法の政策的配慮を尊重する制度基盤たることが期待されているとして, しかし歪曲された現行法制のもとでは, 既存経営陣の交渉力や新規資金協力者の優位が強

制されて, 既存の債権回収や関係者利害が阻害され, あるいは意図的に破産手続が延期されたり, 不当な資産流出を阻止しえない, といった各種の問題状況が構造的に起こりうる。本来市場機能の基盤たるべき法制の役割が縮小された結果, かかる規制緩和型の法制度が合理的な市場機能を阻害する, 「法制の失敗」とも称すべき問題がここに現出している。

いっぽう担保法制の面では, コンディショナリティの照準は, 広義の動産をも広く含む「非占有型担保登録制度」を設ける点に置かれた。かかる制度の法的内容については, たとえばインドネシアにおいては, 上記EBRD「モデル担保法」の影響を思わせる被担保債権の特定・極度額の設定を伴い, 既存の抵当権制度の延長線上で設計されたが⁵³, 他方でタイのように世銀・ADB モデルを受け, 被担保債権の特定を行わない包括根担保も可能な, まったく新たな担保権を立法化しようと試みたが⁵⁴, 経済界の反発に出会って頓挫する例も存在する。タイのような世銀・ADB モデルの選択は, たしかに教科書的には, 金融機関に便宜のある包括根担保型の営業総資産担保が可能となり, 巨額の設備資金融資に有利といえるかもしれない。しかしながら, すでに企業と金融機関との癒着の関係著しい企業金融慣行の現実に依拠するならば, このような教科書的效果よりも, 競争的な金融提供者の排除による癒着関係の助長や過剰融資の弊害が懸念される。また, 日常取引先などの運転資金提供者や労働債権などに対する多様な政策的配慮を排除した, 金融機関利

益一辺倒の制度設計の問題性も露呈しよう。タイにおける経済界の反発は、現地の経済社会事情を度外視した画一的なデファクト・スタンダードの問題性を突く、一種健全な反応と考えられるのである。

(ハ) 会社法制

会社法制の分野では、アジア危機後の世銀・IMF コンディショナリティが市場型経営監視メカニズムの強化趣旨で法制改革を求め、アジア諸国で対応する動きが生じた。しかしこれらコンディショナリティは、市場型監視面では大株主支配やテイクオーバー規制などの現状に立ち入らず、また内部監査の面でも社外取締役導入の一点に特化し、その機能の実質化や既存制度・各種利害関係者の役割などへの総合的な顧慮を欠き、いっぽう少数株主による監視も権利行使要件の形式的改善にとどまり、取締役責任の実質的強化の向きはない。しかも、そもそも上場会社に関心を限定し、アジア経済の中核をなす私会社の問題に十分立ち入らない。こうしたコンディショナリティの内容的な限定性ゆえに、これを受けたアジア諸国の改革も必ずしも、実質的に企業経営の現状改革につながっているとは見なし難い。一例としてタイの動向に注目すれば、まずは市場型経営監視メカニズム強化の趣旨で、コンディショナリティに忠実な証券取引規則改正を通じて、外部監査・会計原則・情報公開の改善を図ったが、しかしこれとは別途に上場基準や大株主規制の緩和も併行して進んでおり⁵⁵、また従来からの行政規則レ

ベルのテイクオーバー制限規定も残存しているなど⁵⁶、経営支配争奪圧力が働きうる市場環境からは程遠い。内部監査の面でも、やはり証券取引規則改正を通じて上場会社に限った社外取締役制度の導入を行ったが⁵⁷、従来からの会社機関である監査役制度をなんら改善することなく重複させている⁵⁸。いっぽう「公開株式会社法」の改正案が論じられ、少数株主による株主代表訴訟提起の権利行使要件の緩和などが提案されているが⁵⁹、しかしこうした権利行使の実体的根拠である取締役責任じたいについては、広範な免責などの限定性をなんら改善する向きがないなど、抜本的改革姿勢は乏しい。またタイ経済の基盤を担い、また上場展開中の多くの財閥グループにおいてもいまなお系列中核に位置する「私会社」につき、その根拠法規である「民商法典」会社規定の改正議論はまったく聞かれないう。以上のように、コンディショナリティの圧力を受けて、行政法規の改正を通じた迅速・忠実な対応が取られたものの、あくまで要請項目に対する最小限の改革が行われたのみであり、会社法制全般の体系的見直しを通じて実効的なコーポレート・ガバナンス改革を意図する気運はない。内容的に緩和されたデファクト・スタンダードへの対応が、いかに忠実なものであろうとも、現前の政策論的課題の解決に結びつかない一つの典型的実例といえよう。

(3) 環境条項・社会条項問題への対応

ASEAN の共同枠組みにおいて、環境大臣

会合や労働大臣会合が定期的に持たれ、おりおりの共同宣言や決定を公表している。それらにおいてはつねに ASEAN 諸国間の共通スタンダードの形成が示唆され続けており、あたかも国際通商交渉における環境条項・社会条項推進派が主張する「国際スタンダード」の設定問題に歩み寄るかの印象を与える。しかし ASEAN 諸国間のスタンダード形成議論は、具体的対象を絞り込むことでむしろ共通スタンダード化の及ぶ射程を限定していく戦略を窺わせ⁶⁰、あるいは逆に漠然としたアピールに終始し内実的な議論は先送りする向きが目立ち⁶¹、総じて積極的な推進は見られない。

各国毎の動向においても、環境法制・労働法制は昨年頻繁な改革の対象とされているものの、内容的な改善とはなりえていない。例えば労働法制の改革をめぐって、インドネシアの1997年「労働法」が内容的改善をアピールしながらも⁶²、1998年以降に施行停止とされている。あるいはタイでは1998年「労働保護法」が新規成立したが⁶³、児童労働の基準強化や女性の地位向上など、国際的に「社会条項」の中核的論点とされている問題に限って改革アピールを打ち出すものの、その他の箇所は基本的に従来への踏襲に終わっている。結果、解雇の自由の徹底した買い手優位の流動的労働市場環境、「アジア的労使関係」論を受けた労働組合活動への強い行政的規制、インフォーマル・セクターへの労働基準の不適用、といった従来からの問題状況は継続している⁶⁴。総じて雇用の自由放任を基調とし

ながら、産業開発優位の裁量主義的な行政介入根拠を織り込む従来型の労働政策が維持されていると見ることができる。

以上、ASEAN 諸国の共通フレームワークや個々の法制改革にみる政策論的姿勢を概観したが、総じて、自由化・市場アクセス対応の面では、広範な自由化圧力に対して巧妙な防壁を設けつつ介入主義的な産業開発政策の温存を図り、いっぽう自由化に伴う制度基盤整備の面では、欧米デファクト・スタンダードの内容的緩和傾向を受入れつつも裁量的介入根拠を織り込む傾向が指摘される。こうした姿勢を試みに上記 I. 3. で掲げた政策マトリクスに当てはめて理解するならば、市場環境が制限的な状況における緩和された法制度の選択として、まさに③の方向性を示し、不透明なルールのもとで行政介入契機を伴う、市場取引当事者にとって最も予測可能性の低い環境を示唆している。介入主義的な政府の立場からすれば、厳格な法制によって裁量行政の手足を縛られる状態は回避したいわけであり、この意味で「法制度の規制緩和」はまさに、途上国の介入主義的開発政策と、自由放任的なデファクト・スタンダードとが出会う妥協地点と化していると思われる。

2. 中国の動き

中国もまた ASEAN 諸国とともにアジア広域 FTA の主唱者であるが、しかし欧米主導のデファクト・スタンダードへの対応方針において、上記の ASEAN 諸国の対応傾向とは若干異なる方向性を見せている。ことに

WTO加盟準備として、中国では広範な経済法制分野で改革が進められてきたが、その基本姿勢は、自由化・市場アクセスを漸進的に進めつつも自国の開発政策意図との折り合いを探る調整手段として、むしろ透明・安定的な制度基盤整備を重視するものとして理解できそうである。いわばASEAN諸国が巧妙に自由化・市場アクセス対応を遅延させつつ、介入主義的政策の存続を図って規制緩和型制度整備に終始しているとすれば(上記マトリクス③)、中国はむしろ、自由化・市場アクセス圧力を現実のものとして受け止め、しかしその渦中においても多様な開発政策配慮を織り込んでゆく手段として、法制度の強化を図る姿勢が見出されるのである(上記マトリクス④から②への志向)。

(1) 投資ルールへの対応

たとえばまず「投資ルール」関連で、WTO加盟準備の過程で中国は段階的な外資法改革を進めてきた。中国の外資法制は、出資から撤退に至る投資活動のあらゆる局面について、生産・経営計画や意思決定体制の細部に及ぶ政府の介入根拠が盛り込まれ、いわば介入主義的外資政策に法律の根拠を提供する、行政法の重要な一領域であったといえる。また地方政府レベルで優遇措置やパフォーマンス義務が乱発され混迷を極める運用も批判され続けてきた。そこで、一連の「外資三法」改革(2000年の外資企業法・中外合作企業法改正, 2001年の中外合弁企業法改正, 以上の実施細則の改正)が実施され、生産・経

営計画の届出義務を廃止して政府介入根拠を減らし、また現地調達義務(ローカル・コンテンツ)の要求根拠を廃してWTO-TRIM協定が禁じる貿易関連投資措置を縮小する、などの自由化対応に転じた。しかし「外資三法」改革ではなおも、多数の政府主管部門の有する各種の許認可権の整理, TRIM協定違反である外貨バランス義務の廃止, 従来から内国民逆差別を生じてきた外資への優遇措置供与の改革, といった各種問題にまで対応が及ばなかったため、これらの課題は今後、2005年にかけて「外資三法」を統合した「統一外資法」の制定議論へと持ち越されている⁶⁵。なお「統一外資法」は外資政策を、一般企業に適用される「会社法」と内容的に同一の法的規制のもとへ持ち込むものと理解されている⁶⁶。このように中国の外資法制改革の性格は、従来から国内企業とは別枠で外資を特別の行政管理に服さしめ、パフォーマンス義務や優遇措置を駆使しつつ産業政策意図に利用してきた従来型の介入主義的姿勢を抜本的に見直し、漸進的とはいえ最終的に、内外無差別の自由化・市場アクセスをめざすものとして理解できる。

(2) 競争法

ではこうした自由化・市場アクセスの促進に伴う、制度基盤整備については、どのような政策論的姿勢が見出されるだろうか。まずは市場環境を律する競争法の側面で、中国ではいまだカルテル・独占・合併規制に及ぶ包括的な立法は遅れている。かつて1988年

に「独占禁止・不正競争防止暫定条例草案」が提案されたが、1993年に「独占禁止」部分を殆ど除いて「反不正競争法」が単独成立した。その後、1997年「価格法」が当面のカルテル規制規定（第14条）をおいたほか、2000年に至ってようやく包括的な「独占禁止法要綱案」が公表された⁶⁷。同案では当初、ドイツ法の自由主義的な骨格に明確な影響を受けつつ、市場構造要件や濫用行為の定義など厳密な範囲確定に腐心し、またグレー・ケースの判定は「競争の実質的制限効果」が基準とされて、「効率」根拠例外余地を遠ざけ⁶⁸、いっぽう競争行政当局の独立性を確保すべく立法府（全人代）による委員の任命手続を定めるなど（第33条）、総じて透明なルールとその運用を意識した設計が見られた。さらに同案では、行政権の濫用による競争制限を禁じる独立の章を有し（第5章）、国有企業を柱とする介入主義的な産業開発政策との決別を鮮明に宣言しており興味深い⁶⁹。しかし2002年に同要綱案の改定が行われ、一般論として行政権濫用阻止の精神を確認するかたわら（新設第2条）、競争行政当局の任命手続規定を削除するなど、むしろ既存行政権からの独立性を殺ぐと思われる方向性で、早くも保守的な修正が施されつつあるように見られる。また同改定では、国有企業集団の垂直展開上の便宜を想定したとも見られる、垂直カルテル規制の緩和の動きなども見出される。今後実際の立法がどのような政策論的立場に決着していくのか、注視に値する。

いっぽう企業行動と消費者との関係をめぐっ

ては、1993年「反不正競争法」で一定の禁止類型に該当する競争制限企業に対して、消費者による損害賠償請求の根拠を置き、かつ損害額の見なし規定が注目される（第20条）。なおこの点は、上記の「独占禁止法要綱案」（第48条）で推定規定として活かされている。また1993年「消費者保護法」が存在し、当時の契約法一般規定であった1986年「民法通則」のあまりに簡素な実体ルールを補完する性格のほか、消費者団体による調停（第32条4号）などの準行政的な役割も特色である。

以上は、上記のインドネシアやタイが約款規制や団体訴訟など欧米の先進的な動きを取り入れる態度との比較で、若干見劣りする。しかも中国では、1998年に民・商（経済契約）統一化を図って新たに「契約法」が成立し、この際に消費者保護の政策趣旨をも踏まえて、19世紀型の民法基本原則に抜本的な現代的修正を施す道があり得たが、しかし同法では、当事者間の対等性（第3条）、私的自治（第4条）を宣言するなど、対等な当事者関係を擬制する従来形をあえて維持している。ただしそのうえで、公平（第5条）、信義則（第6条）、公共の利益（第7条）、といった一般原則を総則に掲げ、これらを根拠に具体的な司法適用場面で法解釈を蓄積してゆくなかで、地場の経済社会事情に見合った政策配慮の実現を図ろうとする態度である。上記のインドネシアやタイが、行政的関与を通じて私的契約関係をただす方向を辿っているとすれば、中国法の態度はむしろ裁量的な行政

介入根拠を回避し、市場行動の予測可能性を害しない伝統的な一般民商法の延長線上で、紛争当事者主体のボトムアップ型のルール形成方針を示向していると考えられる。

(3) その他主要経済法制

中国ではその他の法制改革においても、裁量的な行政介入根拠としての行政法規を縮小し、より一般的な経済法制を整備しつつ、そのそれぞれのなかに政策配慮を予測可能性のある実体的ルールとして制度化する姿勢が見出される。

たとえば会社法制は、国有企業の行政支配からの独立（中国流にいう「所有と経営の分離」）を実現する政策的手段として期待されてきた経緯は知られている⁷⁰。1993年「会社法」ではことさらに「国有独資有限公司」の範疇を認めるなど、国有企業をまずは「会社化」に持ち込むための工夫に腐心していたが、その後は国有企業改革の第二段階ともいうべく、会社化された国有企業を民間企業と同様のルールのもとへ漸次持ち込んでいく過渡期にあると見受けられる。例えば「会社法」の1999年改正で国有独資有限公司につき行政監督根拠を排して監査役会を義務化し（67条）、また2001年公表の中国証券監督管理委員会「上場会社のコーポレート・ガバナンス原則」（第15～第21条）では「支配株主」の行動規範をことさら設けて、行政・国有持株会社の不当な権限行使を制している⁷¹。

また会社法制は社会政策的手段としての期待も担っている⁷²。たとえば「会社法」（第45

条）が、株主代表のみならず労働代表の参加による監査役会を常設機関として重視し、その権限は業務全般の妥当性審査に及ぶなど、労使共同決定方式の企業経営体制を想定している。さらに上記「上場会社のコーポレート・ガバナンス原則」（第59～第72条）では、米国流の取締役会自己監視システムを推奨するものの、これと並んで監査役会の機能強化に腐心し、いわば経営の二重監視システムを意図している。また同原則（第81～第86条）では一般論的にはあるが、ステークホルダーの利益重視を強調している。

このような政策配慮の織り込みは倒産法制にも表れている。1986年「破産法」は主に国有企業改革的手段として成立し、政府主管部門主導による特殊な再建手続が置かれ、また破産配当に際して労働債権に全額最優先の特権が付与されるなどの特色がある。また同様の政策配慮として、抵当権の優先弁済効力が労働債権に劣後すると解釈する通達が存在し⁷³、結果、破産手続が担保法の基本的な実体ルールを書き替えるという、いわば上記I.2.(1)で触れた「再分配論」の主張のごとき帰結を見ている。しかしのちに1990年代に入って民間部門にも「破産法」の適用が拡張されていった過程で矛盾が噴出しており、新規立法が待たれているが、草案準備は複雑多岐な政策配慮の設計が暗礁に乗り上げている模様である⁷⁴。ただこうした法整備の過渡期の混乱状況にあるとはいえ、裁量行政や朝令暮改の行政法規の乱発を脱して、経済法制の基本秩序なかに政策課題を織り込んでいこう

とする試行錯誤じたいは評価に値しよう。

(ハ) 環境問題・労働問題

自由化対応に伴う実体ルールの整備について、通商交渉レベルで対立の激しい論点の一つが、環境条項・社会条項の問題であった。この点、政治面で社会主義を維持する中国ではあるがその現状の制度対応は ASEAN 諸国と大差ない。なんらかの国際的スタンダードを設けられた場合に貿易制裁に晒される危険は大いに存在するといえる。たとえば環境法制では、かなり理想的な環境基準を打ち出しながらも、実施面で行政運用に依存する行政法規型の制度設計であって、たとえば行政執行罰である排污費（環境保護法第 28 条）が低額に設定され汚染免許料と化するなどの実態はつとに知られている。また被害者の救済の道としての行政訴訟では、司法・行政の非独立的関係が問題視されている⁷⁵。また被害者による民事不法行為責任の追及余地も存在するが（民法通則第 124 条、第 41 条第 1 項）、そこでは被害者救済の政策理念がことさら重視され⁷⁶、「無過失責任」を立法化したことが、逆に実際の裁判適用場面では産業政策配慮による保守的な限定解釈を定着させるという、皮肉な状況が存在する模様である⁷⁷。

社会条項との絡みでは、社会主義を奉じる中国だけに労働三権を保障し、経済法制の随所に労働組合の参加を盛り込むなど、ASEAN 諸国の「アジアの労使関係」の主張とは大きく方針が異なる。しかしミクロの労働基準面では、解雇制限の立法・法理は発達

せず、また社会保障制度の再構築が遅れている。結果として目下は規制緩和型の制度状況、すなわち、労使関係のレッセフェールに委ねたまま、法的保障も行政介入もともに抑制的な自由放任の状況が生じていると見られる。とくに労働組合が非活性的な局面では、多国籍企業が雇用関連コストを最小化する制度環境といえる。日本をはじめとする貿易相手国にとって、ソーシャル・ダンピング、エコ・ダンピングの議論を生ずべき現状がまさに存在しているのである。

今後、中国が環境条項・社会条項問題について ASEAN 諸国とは一線を画し、平等・互恵的貿易関係をめざす意図があるのだとすれば、以上のような立法・実施状況の改善はまずは必須の先行課題となっていこう。

IV. 結論

以上の法政策論的視点からする検討を通じて、まずは欧米のデファクト・スタンダード形成の動きのなかに、「規制緩和」と称し市場基盤ルールの内容的緩和を推進する傾向が存在すること、そしてこの政策論的傾向は、いっぽうでは広域 FTA 構想等を介してゆくゆくはマルチの国際レベルの共通ルールの内容を決定していく流れを想定させること、また他方では法整備支援・モデル法の動きを介して、各国毎の国内法レベルの内容面をじかに既定していく流れも存在することが見出された。

このような欧米の複層的な展開を受けて、東アジアにおいても広域 FTA を戦略的に提

案する動きが生じているわけだが、しかし東アジア諸国と一概に称しても法政策論的な方針は一枚岩ではありえず、むしろ上記でASEAN諸国と中国との法制改革動向の微妙な相違をに注目するなかで、政策的な立脚点の相違が浮き彫りとなってくる。すなわちASEAN諸国の間には、グローバリゼーションの実質的な浸透を回避し各国毎の介入主義的開発政策を護持する前提に立ち、内実なきアジア版共通スタンダードをアピールしたり、モデル法を受け入れると見せて巧妙な裁量行政根拠を盛り込むなど、いわば多様なゲリラ戦術を駆使して欧米型デファクト・スタンダードの動きを骨抜きする向きがある。これら諸国の想定するアジア版FTAの役割とは、デファクト・スタンダードの浸透を阻止する共同戦線に他なるまい。いっぽう中国には、グローバリゼーションの要請をまずは正面から受け止めつつ、漸進的な制度改革を模索する態度が見出され、このような方針のもとで論じられるアジア版FTAの性格とは、デファクト・スタンダードの形成を阻むよりはむしろ積極的に関与し、アジア側の利害を盛り込んでいく戦術の一つと認識されるのではないか。今後のアジア広域FTA構想は、はたして日本自身を取り込みつつ、どのような政策論的方向性で共通のルール化を行っていくのであろうか。

このことを考える際に、上記I.3で提案した政策選択枝のマトリクスが一つの視座を提供するように思われる。グローバリゼーションがたとえ不可逆的な自由化の流れを生み出

していくとしても、その過程はとくに市場成熟度の遅れた発展途上地域においては漸進的展開を伴わざるをえない。問題はそのような市場成熟化の過渡期において、どのような制度基盤を用意することが求められるかである。

ここで、市場成熟度の高い欧米先進国における内容的に緩和された自由放任型制度モデルが、そのまま国際的共通ルールとして提示され、あるいは途上国の法制改革のモデルとして押し付けられることの危険が改めて認識されねばならない。すなわちいかに国際ルールが定立され、法制改革が進もうとも、その実体的な内容において、規制緩和型の競争法制、公的救済重視の倒産法制、経営責任回避型の会社法制、強制力の弱い環境・労働法制、といった内容的緩和がルール化されていくなれば、自律性の低い市場取引活動はさらにディシプリンを失い、また同時に裁量主義的行政介入の余地を生み出し、取引活動の予測可能性を大いに害することが懸念される。このようなモデルのもとでは、貿易投資活動の拡大発展はあり得まい。市場の成熟途上においては、市場の自律的秩序形成を促し市場機能の育成を図るに十分な、一定の規律の提示が求められるべきであって、自由放任型のデファクト・スタンダードが妥当しえないことは、制度派経済学的論証を待つまでもなく、法政策論的に自明の結論であるまいか。アジア広域FTAに託される共通利害は、まさにこうした市場成熟化の基盤たるべき規律の探求を通じ、互恵的な貿易投資関係の発展を促す点に見出されうるのではないか。

今後むしろ検討の焦点とされていくべきは、市場の自律的秩序形成を促す制度環境整備とは具体的にどのようなものか、制度設計の具体的な戦略論であろう。各国毎の経済社会的状況に応じてそれぞれの市場を機能させていくべく、実体的ルールはいかにあるべきか、そしてまたルールの実現を図る枠組みはいかにあるべきか⁷⁸。まさに広域アジア圏諸国の相互の経済・通商法制の情報交流と比較研究のなかから、探り出されていかねばならない課題であり、アジア版 FTA 構想は当面、こうした実務的な制度研究のフォーラムとして有効に機能していくことが期待される。

注

³⁶ ASEAN Investment Area(AIA)は、域内投資の相互の自由化を通じて ASEAN 全域を一体化した投資地域として促進しゆく構想として、1995 年の第五回 ASEAN 首脳会議で提案され、1998 年にフレームワーク協定が成った(The Framework Agreement on the ASEAN Investment Area, 7 October 1998)。のち 2001 年に部分改訂されている(Protocol to Amend the Framework Agreement on the ASEAN Investment Area, dated 14 September 2001. (<http://www.aseansec.org>)).

³⁷ The ASEAN Framework Agreement on Services, 15 December, 1995

³⁸ 改正第 2 条では、「製造業・農業・漁業・林業・鉱業に付随するサービス直接投資」(新設新設第 2 条)、および「今後加盟国すべてが合意するその他の直接投資」(新設第 3 条)を適用対象として明確化することで、産業開発に結びつかないサービス領域における直接投資を、ポートフォリオ投資や間接投資一般とあわせ、自由化対象

から排除している。

³⁹ Joint Communique of the Fourth Meeting of ASEAN Law Ministries, Singapore, 5th-6th November, 1999 参照。共同プロジェクトとして、ASEAN Legal Information Network Systems (LINKS)ほかの情報交換事業がある。

⁴⁰ Joint Press Statement Seventh ASEAN Senior Law Officials Meeting (ASLOM) 2001, 10-11 September 2001, Singapore 参照。

⁴¹ ASEAN 競争法プロジェクト (2000), 本城 (2000) 参照。

⁴² なおこれら諸国以外でも競争法制定へ向けた準備は進められつつある。この点で、APEC の場で、1995 年以来日本政府の発案による PEP (Partners for Progress)競争政策セミナーが実施され、各国の立法準備に貢献している。

⁴³ 1999 年法律 5 号。同法の経緯・内容の詳細につき、金子 (2000) 参照。

⁴⁴ 従来から適用が見られなかった 1979 年「価格統制、独占禁止法」を二分割したもので、内容的に大きな改善はない。

⁴⁵ インドネシア「消費者保護法」第 5 章、タイ「不公正契約条項法」第 4 条。

⁴⁶ インドネシア「消費者保護法」第 46 条、タイ「消費者保護法」第 39-41 条、また 1999 年「取引競争法」の認める消費者の損害賠償についても同様の代理訴訟・団体訴訟 (第 40 条)。

⁴⁷ 松本恒雄 (2003), p.184 では、行政法優位の解決と異なる「市場的手法」と評価している。

⁴⁸ インドネシアでは商業大臣任命による消費者紛争解決機関が罰則執行を含む準司法権限を有し、同機関への係属は妨訴抗弁となるなど、司法的解決に優越する中心的位置づけである(「消費者保護法」第 45-60 条)。タイでは、首相が主催する消費者保護委員会が不服申立を専属的に受理し、これが終審とされる(「改正消費者保護法」第 43-44 条)。

⁴⁹ タイ「消費者保護法」第 40 条。かかる行政承認は政治的判断とならざるを得ず、じじつタイで

- は1979年立法以降にかかる承認を受けた消費者団体は皆無であったが、1997年に初めて第一号承認があり、その後は途絶えているという（松本恒雄 2003, p.190）。
- ⁵⁰ タイにおける1998年・1999年の「1940年破産法」改正による事業再建手続の新設、またインドネシアにおける1998年の「破産法」改正、がその例である。
- ⁵¹ タイにおける「バンコク・アプローチ」、インドネシアの「ジャカルタ・イニシアティブ」、がその例である。
- ⁵² タイにおける1998年8月公表の金融機関資本注入プログラム、またその後のTAMC他の公的資産買取会社による金融機関債務引受け等のスキーム、またインドネシアにおける1998年8月以降のIBRAスキーム、などが存在する。
- ⁵³ インドネシア1999年「譲渡担保法」。詳細につき、金子由芳（2002）。
- ⁵⁴ タイ法務省2000年公表の「事業担保法」草案。詳細につき、金子由芳（2002）。
- ⁵⁵ 1999年12月証券取引所規則で、例えば払込資本100億バーツ以上の大企業では少数株主比率の下限が1割に引き下げられるなど（なお一般の下限は3割）。
- ⁵⁶ 1992年「証券取引法」（第245条～第259条）の定める強制的公開株式買付制度に対して、例えば1995年証券取引委員会規則KK3号～6号で、特定株主との個別交渉を是認するなどの例外余地を設けている。
- ⁵⁷ 1999年12月証券取引所規則で、上場会社につき2名以上の社外取締役任命、および社外取締役を含む3名以上の監査委員会設置を義務化。その権限は、会計面の違法性審査のみならず業務全般の妥当性審査に及ぶ。
- ⁵⁸ 1992年「公開株式会社法」（第120条～第125条）参照。
- ⁵⁹ 2000年9月閣議で了承された法務省第二次草案参照。その後の立法化は頓挫している。
- ⁶⁰ 例えば、1990年代前半のASEAN環境大臣会合において喧伝されてきた環境基準の共同化の射程は、1994年バンダルセリベガワン会議決定（第3条）で結局、大気・水質に限って設定され、しかも2010年までの猶予が置かれている。
- ⁶¹ 例えば2002年ASEAN労働大臣会合ビエンチャン共同宣言（第7条）は"Initiative for ASEAN Integration (IAI)"を一般的に称揚するも、具体策は示されていない。
- ⁶² 1997年法律第25号。
- ⁶³ 同法は、1972年「革命団布告第703号」を根拠とする既往の政令レベルの労働法規を改めて立法化したもので、内容的にはほぼ従来踏襲である。
- ⁶⁴ 例えば、日本労働法学会（1998）参照。
- ⁶⁵ 劉新宇（2001）p.584-586、姜一春（2001）p.959参照。
- ⁶⁶ 姜一春（2001）p.958参照。
- ⁶⁷ 邦訳として、姜柵（2002a）、また2002年の要綱改正点につき、同（2002b）参照。
- ⁶⁸ カルテル規制につき「要綱案」第9条、市場支配的地位濫用規制につき第17条。なお合併規制では、「国全体の経済社会公益」を基準とすると明示し、ここではある種の「効率性」判断が行われることを示唆している。
- ⁶⁹ 1993年「反不正競争法」（第7条）にも、より簡素だが、行政権濫用禁止規定がある。
- ⁷⁰ たとえば、志村治美（1998）p.22-24参照。
- ⁷¹ 周劍龍（2002）によれば、中国证券监督管理委员会「上場会社のコーポレート・ガバナンス原則」は法規に準じる強制力を有する。
- ⁷² 志村治美（1998）p.324-325参照。
- ⁷³ 国家経済貿易委員会・中国人民銀行1996年合同通達492号（第5条）。また最高裁1997年通達2号（第9条）。詳しくは季衛東（1999）p.166-167参照。
- ⁷⁴ たとえば尹景春（2001）参照。なおこうした立法過程の遅れを司法部が補うごとく、2002年に最高人民法院2002-23号「企業破産案件を審理する若干問題に関する規定」が登場している。

⁷⁵ 片岡直樹（1994）参照。

⁷⁶ 背景に日本の民法学会による支援が存在した。
加藤一郎（1994）参照。

⁷⁷ 「無過失責任」規定ゆえに、被害者は日本の民法第 709 条の解釈における「過失」に相当する立証責任が免除されたが、しかし救済対象は、「違法性」をめぐる日本の判例蓄積とは異なり、明確に「権利」として確立されたものの侵害に限るとする、きわめて限定的な判例解釈が定着している模様である。

⁷⁸ 法の実施をめぐるいわゆる「グッド・ガバナンス」の問題だが、具体的な制度設計戦略に降りいたった議論はいまだ行われていない。この点で筆者は一つのアプローチとして、実体ルールの強制方法についての分析が必要であると見ている。例えばアジア諸国の実体ルールは、刑事的手法（検察による訴追を経た司法的制裁）で強制力を与えられていることが多いが、このばあい検察・司法体制の独立・強化が必須の前提となろう。昨今国際機関の法制改革ではむしろ検察・司法ルートの改革を回避し、行政的手法（行政法上の違反として行政府による準司法的制裁）を多用する顕著な傾向があるが、このばあい行政法規の乱発、行政権の濫用などの弊害克服が課題となり、法律の根拠や適正手続、行政裁判などの周辺の制度整備を必須としよう。このほかに、民商事的手法（取引当事者による訴訟提起）がルールの実施圧力として機能する道がありえ、このばあい個々の紛争を通じて実体ルールをめぐる法解釈判例が蓄積されていく過程で、地場の経済社会事情に見合った独自の実体ルールの時間をかけた成熟が期待されると考える。国際機関のモデル法をトップダウンで移入し、行政や検察のレベルで実施していく道とは異なり、アジア諸国の一般民衆が主体となって実体ルールを育て上げていく、自律的法秩序の形成が期待され、ひいては市場経済の成熟へつながると考えられる。ただし一般民衆が裁判を通じて健全な権利の主張を行っていくために

は、手続法の改善、裁判における法適用の質的向上、弁護士やメディアのリーダーシップなど、基礎的な条件整備が前提となる。各国とも実体ルールの実施は、大なり小なり以上 3 つの手法の組み合わせで行われていくとすれば、それぞれの強化へ向けた制度環境整備が、実体ルールそのものの整備と併せた重要な課題となろう。

<参考文献>

- 阿部克則(2003)「貿易と投資—その WTO 体制における意義と課題」, 小寺彰編 (2003)『転換期の WTO』, 東洋経済新報社
- ASEAN 競争法プロジェクト (2000)『ASEAN 諸国の競争法・政策: 「競争法の円滑な導入のための具体的手法に関する研究」調査報告書』, 財団法人公正取引協会
- 尹景春 (2001)「中国における企業破産法制の現状と課題」, 国際商事法務.29 巻 9, 10 号
- 片岡直樹 (1994)「中国の公害問題に対する法制度」, 早稲田大学比較法学.31 巻 1 号
- 加藤一郎 (1994)「中国での環境をめぐる諸問題」, ジュリスト.1061 号
- 金子由芳 (1999)「投資自由化議論の動揺とベトナム外資法の対応」, アジア経済.40 巻 7 号, p.2-26
- 金子由芳 (2000)「インドネシアの競争法の立法動向」, 広島法学.23 巻 3 号, p.117-134
- 金子由芳 (2002a)「『投資ルール』の規定傾向にみる政策選択肢の検討」, 国際開発研究.11 巻 2 号, p.81-100
- 金子由芳 (2002b)「タイの企業構造改革をめぐる法的分析」, 国際協力研究誌 (広島大学大学院国際協力研究科).8 巻 2 号, p.25-49.
- 金子由芳 (2002c)『国際協力事業団客員研究員報告書: 自由貿易協定時代の投資法制の課題—直接投資促進型の制度インフラへ向けて』国際協力事業団
- 金子由芳 (2002d)「アジア危機後の担保制度改革の検証」, アジア経済.34 巻 4 号, p.2-24.

- 季衛東 (1999)「企業倒産と担保法に関するアンケート回答：中国」, 法務省法務総合研究所『アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法』p.154-173
- 国際協力事業団 (2003a)『鉱工業プロジェクトフォローアップ調査報告書 (民間セクター開発) 貿易・産業振興分野に係るキャパシティ・ビルディングにおけるドナーの取組み』, 国際協力事業団 鉱工業開発部
- 国際協力事業団 (2003b)『途上国への制度整備協力の方向性 (貿易・投資・競争関連制度)』, 国際協力事業団・市場強化のための制度整備協力に係る委員会・産業競争力強化分科会
- 国際協力事業団 (2003c)『途上国への制度整備協力の方向性 (経済ソフトインフラ)』, 国際協力事業団・市場強化のための制度整備協力に係る委員会・経済ソフトインフラ分科会
- 小寺彰 (2003)「WTO 体制における非貿易的関心事項の位置」, 小寺彰編 (2003)『転換期の WTO』, 東洋経済新報社
- 志村治美 (1998)『中国会社法論』晃洋書房
- 日本機械輸出組合・貿易投資円滑化協議会 (2001)『各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望：2001 年版』, 日本機械輸出組合
- 日本貿易振興会 (2002)『経済・通商法制度研究会報告書』, 日本貿易振興会
- 日本労働法学会 (1998)『アジア諸国の労働法：日本労働法学会誌 91 号』, 総合労働研究所
- 原正行・中西訓嗣 (2001)「国際投資政策」, 大山道広編 (2001)『国際経済理論の地平』, 東洋経済新報社
- 本城昇 (2000)「アジアにおける市場経済化と競争法」, 小林昌之編 (2001)『アジア諸国の市場経済化と社会法』, アジア経済研究所
- 松尾博 (1999)「善良な政府と法の支配(1)(2)(3・完)」, 横浜国際経済法学.7 巻 2 号, 8 巻 1 号・2 号
- 松下満雄 (2002)「競争政策協定の WTO への導入可能性」, 国際商事法務.30 巻 7 号
- 松本恒雄 (2003)「アジアの発展途上国における消費者保護法」, 作本直行編 (2003)『アジアの経済社会開発と法』, アジア経済研究所
- 姜一春 (2001)「中国の WTO 加盟に向けての実際と法制度改革の現状課題」, 国際商事法務.29 巻 8 号
- 劉新宇 (2001)「中国合弁企業法の改正と今後の外商投資法整備の見通し (上) (下)」, 国際商事法務.29 巻 5 号・6 号
- ADB (2000a) "Report No.5795: Insolvency Law Reforms in the Asian and Pacific Region," in *Law and Development at the Asian Development Bank*, 2000, Vol.I.
- ADB (2000b), "Secured Transaction Reform in Asia: Unleashing the Potential of Collateral," in *Law and Development at the Asian Development Bank*, 2000, Vol.II.
- ADB (2001) "Key Themes and Priorities for Governance and Capacity Building in the Asian and Pacific Region," Governance and Capacity Building Resource Group, Strategy and Policy Office, ADB
- American Law Institute (ALI) (1994), *Principles of Corporate Governance: Analysis and Recommendations*, Vol.1 & 2, American Law Institute Publishers
- APEC-SOM (2001) "Strengthening Economic Legal Infrastructure, Next Steps"
- British Bankers Association (1998) "The London Approach, Draft as of 27th February 1998"
- Committee on Trade and Environment (1996), "Report 1996 of the Committee on Trade and Environment, WT/CTE/1", WTO
- European Bank for Reconstruction and Development (1994), *EBRD Model Law on Secured Transactions*, London, EBRD
- Howse, R. (2002) "From Politics to Technocracy and Back Again: The Fate of the Multilateral Trading Regime," *American Journal of International Law*, vol.96, p.94-117

- IMF (1998), "Corporate debt Restructuring in East Asia: Some Lessons from International Experience," IMF Paper on Policy Analysis and Assessment, IMF
- IMF (1999), *Orderly & Effective Insolvency Procedures: Key Issues*, IMF (<http://www.imf.org>)
- Jackson, T. H. (1982) "Bankruptcy, Nonbankruptcy Entitlements, and the Creditors' Bargain," 91 *Yale Law Journal*
- OECD (1998a) "Multinational Agreement on Investment: The MAI Negotiation Text as of May 24, 1998 " (<http://www.oecd.org>)
- OECD (1998b) "OECD Principles of Principles of Corporate Governance" (<http://www.oecd.org>)
- OECD (1998c) "Recommendation of the Council concerning Effective Action against Hard Core Cartels, C(98)35/Final" (<http://www.oecd.org>)
- OECD (2001) "Guidelines on Capacity Development for Trade in the New Global Context, DCD/DAC(2001)5/FINAL" (<http://www.oecd.org>)
- Rose, C. (1998) "The 'New' Law and Development Movement in the Post-Cold War Era: A Vietnam Case Study," *Law and Society Review* 32(1), p.93-140
- Trubek, D. (1996) "Toward a Social Theory of Law: An Essay on the Study of Law and Development," 82 *Yale Law Journal*
- World Trade Organization (2001), Ministerial Declaration at the Forth Ministerial Conference at Doha, WT/MIN(01)/DEC/W/1, 14 November 2001, (<http://www.wto.org>)
- World Bank (1992) *Legal Framework for the Treatment of Foreign Investment*, World Bank
- World Bank (1998), "Comprehensive Development Framework" (<http://www.worldbank.org>)
- World Bank (1999), "World Bank Principles and Guidelines for Effective Insolvency Systems," appeared in the World Bank's Home-page (<http://www.worldbank.org>)
- World Bank (2000), *Initiatives in Legal and Judicial Reform*, World Bank
- World Bank & OECD (1999), A Framework for the Design and Implementation of Competition Law and Policy, Washington, D.C., World Bank

Legal Policy Choices for the 'East Asian FTA' (2): Alternative Response toward De Facto Standards on 'Trade Related Matters'

KANEKO Yuka*

Abstract

The purpose of this article is to analyze the different policy choices behind undergoing international campaign toward the formation of 'de facto' standards on 'trade related matters' or 'matters of non-trade concerns', and then to consider desirable integrated policy choices for the proposed 'East Asian FTA' in responding to such international campaign.

Chapter I. studies substantial details of major international trade agreements, with the finding that multilateral agreements under current WTO system are almost silent on the topic, but that bilateral and/or regional movements including various Free Trade Agreements (FTA) in the America and the Europe are actively taking initiatives for their own 'de facto' standards. A comparative reading of investment rules, competition rules, and social and environmental clauses contained in those texts, reveals that a majority policy choice is a reduced legal substance, or the 'deregulation' of legal infrastructure in the market economy.

Chapter II. continues the same comparative reading on the 'law models' recently being promoted by leading international institutions, especially, in such major economic law area as bankruptcy law, secured transaction law, company law, and competition law. The finding is summarized again as a reduced substantial rules or 'deregulation' of the market legal infrastructure.

Chapter III. studies the recent law reform in ASEAN and China, more or less undergoing in response to international pressures for 'de facto' standards. An interesting finding is the difference of policy attitudes between ASEAN countries and China. Although the ASEAN law reforms tend to integrate various

* Associate Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

tactic basis of arbitrary government intervention into the facial 'deregulation' framework, China's recent reform shows sincere efforts to minimize the chances of notorious socialistic intervention and instead to provide transparent substantial rules for market transactions.

The 'East Asian FTA' is a result of joint initiative taken by the ASEAN and China. In considering desirable integrated policy choices for future materialization of the plan, it would be recommended to elaborate a law and policy matrix. Major implication would be that when the same eased legal infrastructure as American or European 'de fact standards' are uniformly applied to less developed or distorted markets in Asia, the possible result could be a serious disorder and disincentives for market transaction. In order to avoid a 'failure of law' only to cause simultaneous failure of the *lessez-faire* market and the arbitrary government, it would be a major task of 'East Asian FTA' to promote cooperation for each others' better legal infrastructure corresponding to the current socio-economic situation of respective market.